

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度物価高騰に伴う重点支援給付金(3万円)の支給事務(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した給付)【令和6年1月31日終了】</p> <p>(2)令和5年度物価高騰に伴う重点支援給付金(7万円)の支給事務(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯への7万円給付)</p> <p>(3)令和5年度物価高騰対応給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給事務(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付)</p> <p>(4)令和5年度物価高騰対応給付金(こども加算分)の支給事務(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円の加算給付)</p>
③システムの名称	1. ADWORLD業務ポータル 2. 団体内統合宛名システム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 税務LAN 5. 生活保護システム 6. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号838-8601 朝倉市保健福祉部福祉事務所給付金担当 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7609 ファクス:0946-22-5199 E-mail: fukushi-kyufu@city.asakura.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号838-8601
朝倉市保健福祉部福祉事務所給付金担当
住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2
電話:0946-28-7609
ファクス:0946-22-5199
E-mail:fukushi-kyufu@city.asakura.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月28日	評価書名	物価高騰に伴う重点支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年3月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣誓	朝倉市は、物価高騰に伴う重点支援給付金の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	朝倉市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年3月18日	I.1.①事務の名称	物価高騰に伴う重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年3月28日	I.1.②事務の概要	<p><事務の概要> 令和5年3月28日に閣議決定された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増で特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、物価高騰に伴う重点支援給付金支給事務を行う。 <うち特定個人情報ファイルを使用した実施する事務> 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを用いた事務で使用する。 ・支給要件判定のために個人情報を利用した税情報等の照会に関する事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度物価高騰に伴う重点支援給付金（3万円）の支給事務（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した給付）【令和6年1月31日終了】</p> <p>(2)令和5年度物価高騰に伴う重点支援給付金（7万円）の支給事務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯への7万円給付）</p> <p>(3)令和5年度物価高騰対応給付金（均等割のみ課税世帯分）の支給事務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付）</p> <p>(4)令和5年度物価高騰対応給付金（こども加算分）の支給事務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円の加算給付）</p>	事後	
令和6年3月28日	I.2.特定個人情報ファイル名	物価高騰に伴う重点支援給付金ファイル	支給対象者ファイル	事後	
令和6年3月28日	II.1.評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年3月28日	II.1.1.いつ時点の係数か	令和5年11月30日 時点	令和6年3月7日 時点	事後	
令和6年3月28日	II.1.2.いつ時点の係数か	令和5年12月28日 時点	令和6年3月7日 時点	事後	